



論文誌論文と学会誌記事の校閲と編集に関する倫理指針規約

2021年11月25日 編集委員会メール審議承認

(目的)

第1条 一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）は、本会定款（0000）第3条に定める目的である「公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与すること」を実現するために、会員に対する発表の場の整備、拡充をおこない、英文論文誌と和文論文誌（以下、これらを「論文誌」といい、そこに掲載される内容を「論文」という）、および日本原子力学会誌（以下、「学会誌」といい、そこに掲載される内容を「記事」という）の出版活動を推進してきた。

今後とも、これらの活動が適切におこなわれるためには、論文や記事の内容と掲載可否の審査者（以下、「校閲者」という）を担当する編集委員会委員（以下、「委員」という）、およびそれらの論文や記事を編集する編集委員会が、それぞれ倫理的な基準を満たし、本会倫理規程（1301）を遵守して活動しなければならない。

倫理指針は、個々の論文と記事について、オリジナリティを有し、優れた水準が確保されたものとするために必要とされる。しかも、その論文と記事の発表・掲載に際して、校閲者や編集委員会は著者の諸権利を侵害してはならない。一方で、論文や記事の内容が他者の諸権利を侵害することがないように注意を払わなければならない。本会論文と記事の発表・掲載をより一層内外から信頼されるものとするために、編集委員会規程（0801）第2条（1）および（2）により編集委員会が定める学会誌および論文誌の編集方針として、この倫理指針を制定する。

(校閲者の責務)

第2条 論文誌の編集において論文査読プロセスがその根幹をなすことから、ここでは論文の校閲者を想定した倫理的な指針をまとめる。ただし、学会誌の編集に際して重要な項目を多く含むため、記事の校閲者も以下の指針に留意することとする。

また、本指針が対象としている校閲者には、論文や記事の内容と掲載可否の審査を担当する委員に加え、当該論文や記事の予備審査や校閲結果の最終確認を担当する委員を含む。さらに、本指針が対象とする校閲者に含めないものの、委員より論文内容の吟味を依頼された委員以外の本会会員あるいは非会員に対しても、本指針に沿って校閲を進めることを編集委員会は要請する。

- 2 論文掲載の可否を判断するに際して論文校閲者の役割は極めて大きく、その責任の重大性を自覚して校閲期限を守りすみやかに校閲をおこなわなければならない。
- 3 校閲依頼を承諾することは会員として果たすべき義務であるが、校閲者が著者や当該論文等との個人的な利害の関係がある場合には、すみやかに校閲を辞退しなければならない。

- 4 校閲は、原子力と放射線の平和利用の進歩発展への有益性・独創性・信頼性等の観点から、客観的かつ論理的になされなければならない。個人的な考え方や、著者または当該論文への好悪の感情に基づく非客観的、または非論理的な判断は厳に控えなければならない。
- 5 校閲結果の記述は論理的であるとともに、著者に理解しうる文章表現でなされなければならない。また、校閲に際しては、著者の人格や知的独立性に十分な敬意を払い、それらへの軽視を疑わせるような記述は避けなければならない。
- 6 校閲者は校閲の依頼を受けた事実、また、校閲中の論文の全部あるいは一部の内容を他者に漏らしてはならない。
- 7 校閲者は当該論文が公刊されるまでは、その内容を自己のために利用してはならない。
- 8 校閲者は、論文の内容が既に公刊された論文と同一であることを発見したり、同一である疑いがあると判断した場合、および当該論文の中に捏造、改ざんおよび盗用を発見したり、その疑いがあると判断した場合には、すみやかに編集委員会に報告しなければならない。さらに、以下の項目に挙げるような不正な論文内容を発見したりその疑いがあると判断した場合にも、すみやかに編集委員会に報告しなければならない。
 - (1) 他者、および他者の著作内容に対する誹謗・中傷や、合理的な根拠のない批判。
 - (2) 他者が持つ著作権の侵害。
 - (3) 調査・実験等の協力者の生命・健康・人権・プライバシー・尊厳等の侵害。
 - (4) その他、論文発表の倫理に反する内容。

(編集委員会の責務)

- 第3条 編集委員会は第1条に述べた目的を達成するため、公正な運営に努めなければならない。
- 2 論文誌編集委員会は、当該論文の校閲のために、専門性を考慮して最も適切な校閲者を選定する。必要な場合には委員以外の本会会員あるいは会員以外からも校閲者を選定してよい。校閲者の選定は公正におこなわなければならない。ただし、当該論文の利害関係者を校閲者として選定してはならない。
学会誌編集委員会も、記事の校閲のために適切な校閲者の選任を心がけなければならない。
 - 3 委員は校閲に関する事項を他者に漏らしてはならない。
 - 4 著者への連絡の記述は論理的であるとともに、著者に理解しうる文章表現でなされなければならない。また、著者の人格や知的独立性に十分な敬意を払い、それらへの軽視を疑わせるような記述は避けなければならない。
 - 5 編集委員会は、論文や記事の著者から審査結果を不服とする旨の申し出があった場合には、当該申し立ての妥当性をすみやかに検討しなければならない。検討結果は、編集委員会規程(0801)第4条に定める編集幹事会に報告するとともに、著者に通知し、異議が妥当とされた場合には適切な措置を取らなければならない。
 - 6 編集委員会は、校閲者から、二重投稿の疑い、捏造・改ざん・盗用の疑い、その他誹謗・中傷等、本指針に抵触する疑いがあるとの報告があった場合には、すみやかに適切な措置を取らなければならない。

(改定)

第4条 本規約の改定は、編集委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2021年11月25日 編集委員会メール審議承認，同日施行
2022年5月27日 第8回理事会報告
- 2 改定履歴
 - ① 平成20年11月7日 「日本原子力学会 論文投稿・校閲に関する倫理指針」として第1回編集委員会にて制定
 - ② 平成22年9月10日 内規へ変更 第3回編集委員会承認，平成22年5月31日 第516回理事会報告